

令和 5 年

第 9 回国立市農業
委員会総会議事録

国立市農業委員会

令和5年第9回国立市農業委員会総会日程

1. 日 時 令和5年9月27日 午前10時00分開会
午前10時35分閉会

2. 場 所 国立市役所3階 第4会議室

出席者

1. 内山 砂里 2. 遠藤 良信 3. 北島 直芳
4. 小鹿倉 薫 5. 佐伯 昌信 6. 佐伯 正弘
7. 佐伯 義夫 8. 鈴木 政久 9. 関 慎一
10. 三田 栄作

事務局

事務局長 堀江 祥生 農政係長 名古屋 悠
農政係主任 山本 雅一 農政係主任 檜垣 賢
会計年度任用職員 澤田 恵美子

3. 議事録署名委員の指名

4. 専決処理の報告

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書 1件
(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書 3件

5. 議題

- (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明書

6. 協議事項

- (1) 稲作体験学習会事業（稲刈り）について
(2) 「農地保全・利活用促進月間」について
(3) 令和5年度第46回国立市農業まつりについて
(4) 「第50回農業委員会等功労者」並びに「令和5年度農業功労者」
表彰事業の実施について
(5) くにたち農業委員会だより59号について

7. その他

- (1) 農業者年金制度の加入推進の取り組みについて
(2) 8月分活動記録カードの集計結果について
(3) 第10回国農業委員会定例総会日程について

10月25日（水）10：00～市役所3階 第4会議室

令和5年第9回農業委員会総会

令和5年9月27日

【北島会長】 おはようございます。9月の農業委員会総会を始めさせて頂きます。議事録署名委員に8番鈴木政久委員、9番関慎一委員、よろしくお願ひします。専決処理の報告が4件あります。よろしくお願ひします。

【事務局長】 それでは、専決処理の報告ということで、まず（1）農地法第4条の届出が1件です。資料1ページをご覧ください。番号は9番となりまして、農地の所在、地目、面積、届出者の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は2ページの案内図をご覧ください。次に、5条の届出が3件です。まず1件目、3ページをご覧ください。こちらは一時転用の届出になります。番号は13番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、貸付人の氏名、住所、職業、借受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は4ページの案内図をご覧ください。次に、2件目ですが、5ページをご覧ください。番号は14番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は6ページをご覧ください。次に、3件目となります。7ページをご覧ください。番号は15番となります。農地の所在、地目、面積、権利の内容、譲渡人の氏名、住所、職業、譲受人の氏名、住所、職業、転用の目的、転用の時期、周囲の状況は記載のとおりとなります。場所は8ページの案内図をご覧ください。専決処理の報告のご説明は以上となります。

【北島会長】 次に、議題（1）相続税の納税猶予に関する適格者証明書、1件、よろしくお願ひします。

【事務局長】 資料9ページをご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願です。まず1番の被相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、相続開始年月日、被相続人の所有面積は記載のとおりとなります。次に2番、農地等の相続人に関する事項ですけれども、住所、氏名、職業、生年月日、被相続人との続柄、相続開始の時における被相続人との同居・別居の別、相続開始前において農業に従事した実績の有無、相続される農地等による農業経営の開始年月日等は記載のとおりとなります。特例を受けようとする農地等の明細につきましては11ページの明細書をご覧ください。11筆で合計4,194.91平方メートルとなります。場所は12ページの案内図をご覧ください。説明は以上となります。

【北島会長】 ありがとうございます。これは私と会長職務代理と農地利用班長と事務局で現地確認をしましたが、きれいに使っていました。協議事項に入ります。（1）稲作体験学習会事業について、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料は13ページから22ページまでとなります。13ページから15ページまでが、教育委員会から各小学校に向けた稲刈りの段取りの通知になりますので、ご参考までにおつけしました。当日は10月24日（火）でいよいよ1か月を切ることになりました。先日9月7日に鳥追いテープの設置と除草をご対応頂きましてありがとうございました。着々と日程が迫ってきているところですが、13ページに児童の皆さんの段取りや持ち物が書いてあるのですが、帽子・タオルを身につけ待機するという文言が中段にありますが、マスクのことは特段今回は書いてありません。学校等は特に児童にマスクはつけないでいいというような判断を現状ではしているようなの

で、農業委員会や農協の皆さん、職員も、屋外での作業になりますので、基本的にマスクはご自分の判断にお任せする形でよろしいかなと思っているところです。めくって頂きますと 15 ページに実施予定表、これは大まかに生徒の数をご確認頂ければと思いましてお持ちしました。3回に分けて、合計 550 名の児童の皆さんのがいらっしゃいますので、表の右側に、稲の持ち帰り希望や撮影の許可する・許可しない、職員がイベント保管用に写真を撮ることに対しての是非が書いてあるのですが、基本的には職員が対応しますので、皆さんにお願いするところは特段ございません。具体的な流れが 16 ページから 19 ページになります。16・17 ページと 18・19 ページと同じような資料が 2 枚続いていますが、基本的に 16・17 ページをご覧頂ければと思います。18・19 ページは予備日になったときの用紙で、学校の来る順番が微妙に変わる関係で資料の内容も変わってしまうのでおつけしていますが、混乱してしまいますので、今回は 16・17 ページだけご覧頂ければと思います。16 ページですが、当日は 8 時半に城山公園さとのいえの前に集合頂ければと思います。職員はその前から既に出勤している予定です。9 時から、この図面の右上のところで黄色がかった「セレモニー」と書いてあるところがあるのですが、ここに市長、議長、教育長、農協の方々をお呼びして簡易的なセレモニーを執り行いたいと思っています。恐らく 10 分ほどかと思います。これが終わりますと、9 時 15 分から 1 回目の A 班と呼ばれる三小と四小と五小の 3 校が稲刈りの作業に進みます。その次が 10 時から 10 時 50 分で、B 班、六小、八小、七小、最後に、11 時から 11 時 50 分が 2 校、一小と二小がいらっしゃいます。セレモニーの場所に学校の方々が集合しますので、そこから職員が圃場に、この赤い矢印の線になるのですが、お連れする形になります。セレモニーが終わりましたら、基本的に農業委員の皆さんは圃場の中で担当の班のところでお待ち頂ければと思います。めくって頂いて 20 ページ、10 月 18 日に事前準備を行いますので、そのときに各校のエリアが分かりやすくなるように端を事前に刈り込む作業をします。その後の様子がこの 20 ページの写真になるのですが、各学校が来たら、職員も圃場にいますので誘導はしたいと思いますが、2 分割して、両側から中央に向かって刈り込んでいくことをイメージしています。2 人 1 組で、1 人が刈ったら、もう 1 人と協力して縄で結ぶ。結んだものをかけ干しするところまで対応をして頂こうかなと思っているところです。ちょっと前後しましたが、17 ページに、先ほど申し上げた A 班、B 班、C 班の内訳や、各学校がどう来るかというスケジュールがあるので、中央のところに皆さんの担当を振り分けさせて頂いています。グレーの部分が農業委員の皆さん、白い部分が農協の皆さんで、基本的に 5 人体制です。農業委員 3 名、農協関係の方が 2 名で、職員が適宜サポートをするという形になります。最後の 11 時から 11 時 50 分は一小と二小の 2 校だけになりますので、3 グループが合体して 2 グループになります。人数も増えて 8 人と 7 人という構成になっていますので、ご承知おき頂ければと思います。この資料は当日もまたお配りして、最終的な打ち合わせができればと思っていますので、よろしくお願ひします。21 ページですが、毎年、結び方がちょっと緩くて、かけ干ししたところからばたばたと稲が落ちてしまうことも散見されましたので、参考までに稲の縛り方の資料を事務局で作成してみました。これは児童の皆さんに当日配るのは時間的に難しそうなので、今日、皆さんにご確認を頂いて、標準的な固く結べる結び方になっているかと思いますので、イメージをしておいて頂いて、圃場で結び方が分からぬとか、ちょっと固くできないといった子がいたときには指導をして頂けると助かります。最後の 22 ページ、これが平成 17 年からどのぐらいの収穫があったかという推移の表です。昨年は 198 キログラムとちょっと少なかったのですが、今年、機械植えでびっしりと植え込んであり

ますので、令和2年もコロナのことがあって機械植えをしたのですが、恐らく同じぐらいの330キログラム程度は収穫できて、比較的多くの量を各校の皆さんにお配りできるのではないかと思っています。今日この会議が終わりますと、10月18日（水）1時30分から稲刈りの準備を行いたいと思っています。区画を分ける刈り込みと、あとはジュードひもの作製をご対応頂いて、あとは天候がよければ当日を迎えるということになっていますので、よろしくお願ひ致します。

【北島会長】 何か質問はありますでしょうか。稲刈りをやったことがない人もいらっしゃると思いますが、そんなに難しいことはないのでよろしくお願ひします。次に、（2）「農地保全・利活用促進月間」について、お願ひします。

【事務局】 資料は23ページから26ページになります。いわゆる農地パトロールの内容になっています。23ページに、日時と皆さんの班の割当てを記載しています。当日は10月10日（火）で、本日の総会の後で各班に分かれて、今日は地図を資料でお配りしていますので、ルートの確認等を突き合わせをして頂ければと思いますので、後ほどよろしくお願ひ致します。あと23ページの上のほうに「要ヘルメット」と書いてあるのですが、当日は、自転車で移動なので、公務となりますのでヘルメットが必要になります。班分けは東西に振り分けさせて頂いていますので、いま一度ご確認をよろしくお願ひ致します。24ページですが、これは10月10日当日皆さんにお配りさせて頂くものになります。当日、各圃場を見て回ったときに、問題があると判断されたものの記録をして頂ければと思いますので、こういったものをお配りするといったことでご確認を頂ければと思います。めくって頂いて25ページ、26ページが、国立市における生産緑地等農地の肥培管理の基準となっています。基本的に雑草の処理や、いつでも耕作ができるような状態で耕運されているか、もちろん耕作されていれば全く問題はないのですが、あとは生け垣が適正に管理されているかというところも上がっています。あとは水稻であれば、過去3年以内に作付け実績があるか、畠であれば、定期的な耕運とか、適正に栽培の管理がされている状況であるかということを見えて頂くことになりますので、ご確認を頂ければと思います。26ページのII. 調査による改善・指導の第1段階から第4段階までが書いてあります。まず10月10日に農地パトロールを行い、当日中に指導対象の農地を決定します。その後、口頭ないし文書で指導をした後で、11月と12月とそれぞれこの農業委員会の総会で、各地区の委員の方に状況を改善されたかどうかを報告を頂いて、されていない場合は追加の指導、改善されていればそれでよかったということで一応クローズはできるのですが、そういった対応に続いていきます。あまりいい話ではないのですが、度重なる指導で現状が変わらないということであれば、最悪の場合は課税の変更が最終的にされてしまうということになってしまいますが、ならないようになるべく指導をさせて頂いて管理を頂くということで考えているところです。農地パトロールの内容は以上になります。

【北島会長】 何か質問はありますでしょうか。

【小鹿倉委員】 すみません、自転車って貸して頂けるのでしょうか。

【事務局】 自転車はご用意させて頂きます。小鹿倉委員の1台だけで大丈夫でしょうか。

【北島会長】 他に自転車のない方はいらっしゃいますか。大丈夫ですね。調査表の記入例についてですが「一部、防草シートが敷いてある。」とあるのは、これはどういう意味で書いてあるのですか。

【事務局】 これは、あぜとかではなくて、普通に耕作してしかるべきであろうという農地のところに防草シートが敷かれてしまっていて、結果的に耕作されていないという意味です。

【北島会長】 通路ではないということですね。

【事務局】 通路ではないということです。

【北島会長】 分かりました。他に何か質問ありますでしょうか。

【内山委員】 写真は、スマホでいいのですか。

【事務局】 カメラをこちらでご用意します。

【内山委員】 分かりました。

【北島会長】 他にありますか。ないようでしたら、(3)の農業まつりについて、お願ひします。

【事務局】 今日、資料はご用意していないのですが、口頭で簡単に報告させて頂きます。11月の11・12の土日で農業まつりを開催する旨、既に報告させて頂いていたところですが、農業委員会としては、主に1日目の土曜日に苗木の無料配布をご対応を頂くことで決定したところかと思いますので、いま一度ご確認をお願いします。あとは、10日（金）の午後から宝船の製作や、品評会の会場設営が全体でありますので、また改めて10月の総会のときにご案内を差し上げますが、ご予定のつく方はご協力頂ければと思っています。苗木の無料配布につきましては、この後、東京都から苗木が200本届きます。今、業者に、設営するテントやテーブル、椅子、備品の確保も事務局のほうで進めていますので、そういった点も含めて最終的な内容を10月の総会で報告できればと思いますので、よろしくお願ひします。

【北島会長】 ありがとうございます。次に、(4)「第50回農業委員会等功労者」並びに「令和5年度農業功労者」表彰事業の実施について、よろしくお願ひします。

【事務局】 資料が27ページから29ページになります。毎年、東京都農業会議から推薦の依頼が来ていますので、その内容になります。農業委員会としての功労者と、農業者としての功労者を決定することになるのですが、27ページのI番のところはまず農業委員会等功労者、農業委員の方々やあと職員が対象になります。会長と委員と職員が対象になるのですが、年数の縛りが結構強く、会長であれば通算12年以上、委員であれば15年以上、職員は、表彰であれば15年、感謝状であれば5年ということで、確認した結果、該当はないということなので、今年は見送って大丈夫かと思います。II. 農業功労者、28ページの下段から始まるところですが、推薦の期限が11月30日までになりますので、今日もし皆さんからこの方ということが頂ければ進めたいと思っているところです。具体的な対象は29ページの細則のところにあります。2番の対象者というところになります。①地域農業の振興に貢献されてきた農業者であること、②農業者グループ活動や経営者運動等の活動で功労のあった農業者であること、③年齢が60歳以上であることとなっており、これまで推薦をしてきた方々を別紙で資料の後半のほうにおつけしています。別-3、別-4という資料をご確認頂きますと、東京都農業会議（農業功労者表彰）の箇所に歴代で受賞されてきた方々が記載されています。令和5年度、もし対象の方がいらっしゃれば、推薦頂ければと思っているところでですので、よろしくお願ひします。

【北島会長】 皆さん、各地区で推薦したい方はいらっしゃいますか。私の地区からは、受けてくれるか分らないですけれども、Aさんを推薦したいと思っていますが、いかがでしょうか。

【事務局】 今、その方のご提案を頂いて、次の農地パトロールで皆さんにお集り頂きますので、そこで決定という形でも間に合います。

【北島会長】 誰か考えつく人がいたら提案してください。次に、(5)くにたち農業委員会だより59号について、お願ひします。

【事務局】 資料30ページをご覧ください。先日は農業委員会だより58号の配布ありがとうございました。次回59号は2024年2月発行になります。全体の内容は未定というところが多くて申し訳ないですけれども、農業まつりについて、稲刈りについて、農地利用状況調査について、この3つについては決まっていますので、こちらの記事を書いて頂ける委員をお決め頂ければと思います。あともう一つ、シリーズ認定農業者紹介ですが、年齢順に掲載させて頂いているので59号はBさんにしたいと思います。

【北島会長】 原稿を書くのはいつもどういうふうに決めているのでしょうか。

【事務局】 まず、農地利用状況調査ですけれども、こちらは大体、農地利用班長さんにお願いしています。農業まつりについては農政班長に書いて頂いていました。稲刈りについては、前回は、小鹿倉委員が関藤子委員に書いて頂きました。

【小鹿倉委員】 稲刈り、いいですよ。

【事務局】 ありがとうございます。

【北島会長】 農業まつりについては、農政班長にお願いしたいのですがいかがですか。

【佐伯（正）委員】 分かりました。

【事務局】 ありがとうございます。

【北島会長】 農地利用状況調査は、農地利用班長にお願いしたいのですが。

【関委員】 分かりました。

【北島会長】 では、農業まつりについては佐伯正弘委員、稲刈りについては小鹿倉委員、農地利用状況調査については関委員、よろしくお願ひします。その他に行きます。事務局、お願ひします。

【事務局】 まず（1）農業者年金制度の加入推進の取り組みについて、これが資料31ページから32ページになります。農業者年金制度について加入を推進してくださいという通知文が東京都農業会議から来ています。農業委員会及びJAとしての推進の役割と、あとは農業会議としてもこういった取組をしながら普及啓発に努めますという通知が来ていますので、簡単に後ほどお目通しを頂ければと思います。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。次に、記録カードの集計結果について、お願ひします。

【事務局】 8月分の活動記録カードの集計結果をご報告致します。A「総会」9件、B「農業委員会・農業会議の会議・研修等」5件、C「その他の会議・会合」4件、D「市民・学校教育等との交流活動」1件、計19件です。以上です。

【北島会長】 ありがとうございます。（3）第10回農業委員会定例総会日程については、10月25日（水）10時、市役所3階、第4会議室です。

【事務局】 1点だけ補足させて頂きたいのですが、農地パトロールのお話のときに資料をご説明出来なかつたのですが、簡単に報告させてください。資料の一番最後に参ー1から参ー8まで写真のページが続いていたかと思いますが、今回初めて農地パトロールをされる委員の方々も多くいらっしゃいますので、参考になるように、3年度と4年度の指導の結果をおつけしました。黄色のマーカーの農地が3年度も4年度も指摘が上がってしまったところになります。写真を見て頂きますと、やっぱり鬱蒼と茂ってしまっていたりとか、あとは雑草が管理されていない、耕作がされていない、そもそももうプレハブであったりとか電柱が立ってしまったりという農地も中にはありましたので、こういった目立つようなことがありますと指導に当たってしまいます。当日までのイメージの一助としてご覧頂ければと思います。

【北島会長】 ということです。よろしいでしょうか。では、9月の農業委員会総会を終了致します。ありがとうございました。

—了—

以上、この議事録が正確であることを証します。

議事録署名人

8番 鈴木政久 委員

9番 井口慎一 委員

